

国立大学法人東京農工大学大学院農学府教育規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学院農学府教育規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学大学院農学府教育規則 平成 16 年 4 月制定</p> <p>第 1 条 省 略 (教員組織)</p> <p>第 2 条 学府に、研究指導及び授業を担当する教員(以下「指導教員」という。)並びに授業を担当する教員(以下「授業担当教員」という。)を置く。 (新設)</p> <p>2 前項に規定する<u>指導教員</u>及び授業担当教員の資格審査については、別に定める。</p> <p>第 3 条～第 10 条 省 略</p>	<p>国立大学法人東京農工大学大学院農学府教育規則 平成 16 年 4 月制定</p> <p>第 1 条 省 略 (現行どおり) (教員組織)</p> <p>第 2 条 学府に、研究指導及び授業を担当する教員(以下「指導教員」という。)並びに授業を担当する教員(以下「授業担当教員」という。)を置く。</p> <p>2 <u>前項に規定する指導教員は、主指導教員として学生の研究指導に当たる資格を有する教員(以下「主指導教員資格者」という。)</u>及び<u>主指導教員を補佐して学生の研究指導に当たる資格を有する教員(以下「指導教員資格者」という。)</u>に区分するものとする。</p> <p>3 <u>前 2 項に規定する主指導教員資格者、指導教員資格者及び授業担当教員</u>の資格審査については、別に定める。</p> <p>第 3 条～第 10 条 省 略 (現行どおり)</p>	

附 則 (24 農教規則第 3 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 16 日から施行する。